

平成26年司法試験の結果に対する会長談話

平成26年（2014年）9月9日
 兵庫県弁護士会
 会長 武本夕香子

1 当会は、政府に対し、平成26年9月9日、平成26年司法試験の最終合格者数を1810人としたことについて、可及的速やかに年間司法試験合格者数を1000人程度にまで減員するようあらためて求める。

昭和38年頃以降平成2年頃まで500人程度であった年間司法試験合格者数は、漸増ののち司法制度改革を経て、平成19年には2000人程度へと増やされた。ところが、裁判官及び検察官の数はほとんど増えず、弁護士数のみが増やされ続けている。そのため、深刻な新人弁護士の就職難、ひいてはオン・ザ・ジョブ・トレーニング不足により実務経験・能力に問題のある弁護士が社会に供給されかねない事態が生じている。

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現（弁護士法第1条）を使命とし、国民の生命・身体及び財産を擁護する公共的職責を担っている。弁護士の質は、市民の人権問題に直結し、弁護士業務の過誤等により一旦市民の人権が侵害されれば事後的回復は極めて困難である。公共的職責を伴う職業である弁護士には経済社会一般の自由競争は馴染まない。市場原理に基づく自由競争によって、弁護士が経済的な淘汰に際限なく晒されるようでは、弁護士の職務の独立性を維持することが困難となり、弁護士の使命が蔑ろにされかねない。

他方、法曹志願者、特に法科大学院志願者は激減しており、平成26年度の法科大学院入学者数は2272名と平成18年度の5784人と比較して61%減となっている。また、弁護士一括登録日における未登録者数は右肩上がりで増え、昨年は570名に達した。請求による弁護士登録抹消請求者は毎年激増し、弁護士による不祥事案も急激に増えており、弁護士激増に伴う過当競争による歪みは既に出ていている。弁護士自治が崩壊の危機に瀕しているといつても過言ではない。

法曹供給が、法曹需要や法曹養成の対応可能な許容範囲を著しく上回っていることは明らかで、司法試験合格者数については大幅な減員が必要である。

2 当会は、平成22年3月23日に「司法試験合格者を段階的に年間1000人程度とするよう求める。」との総会決議を行った。また、日本弁護士連合会も、平成24年3月15日、「法曹人口政策に関する提言」において「司法試験合格者をまず1500人にまで減員すべき」との提言を行った。

にもかかわらず、その後も司法試験合格者数は2000人強で推移し続けており、前述したような法曹人口増による社会的弊害は年々深刻となっている。

こうした実情に鑑みると、本年の司法試験合格者数1810人というのは、法曹の供給過多による社会的弊害に目を向け減員に舵を切ったと推察されるものの、未だ不十分であると言わざるを得ない。

3 そこで、当会は、政府に対し、平成26年の司法試験の最終合格者数を1810人としたことについて、平成27年以降の司法試験合格者数については、可及的速やかに1000人程度にまで減員するよう、あらためて求める次第である。

以上